

静岡県人事委員会は、初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1314

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-65）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象の職)</p> <p><b>第2条</b> 給与条例第8条の2第1項第1号及び警察職員給与条例第9条の2第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職又は行政職給料表若しくは研究職給料表の適用を受ける職員のうち医学若しくは歯学に関する専門的知識を必要とし、任命権者が人事委員会と協議して定める職員の職で、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で<u>給与条例第10条の2第1項及び警察職員給与条例第11条の6第1項</u>（以下「<u>給与条例第10条の2第1項等</u>」という。）の人事委員会規則で定める<u>地域以外の地域に所在する公署</u>（<u>給与条例第10条の2第1項等</u>の人事委員会規則で定める公署を除く。）に置かれるもの又は<u>給与条例第10条の2及び警察職員給与条例第11条の6</u>（以下「<u>給与条例第10条の2等</u>」という。）の規定による<u>地域手当の級地が5級地、6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署</u>（当該級地が1級地、2級地、3級地又は4級地と<u>される公署</u>を除く。）若しくは当該級地が5級地、6級地若しくは7級地と<u>される公署</u>に置かれる職</p>	<p>(支給対象の職)</p> <p><b>第2条</b> 給与条例第8条の2第1項第1号及び警察職員給与条例第9条の2第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職又は行政職給料表若しくは研究職給料表の適用を受ける職員のうち医学若しくは歯学に関する専門的知識を必要とし、任命権者が人事委員会と協議して定める職員の職で、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で<u>地域手当に関する規則の一部を改正する規則（静岡県人事委員会規則7-1315）による改正前の地域手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-938）</u>（以下この項において「<u>旧地域手当規則</u>」という。）別表に掲げる<u>地域以外の地域に所在する公署</u>（<u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第9号）による改正前の給与条例第10条の2第1項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第11号）による改正前の警察職員給与条例第11条の6第1項</u>の人事委員会規則で定める公署を除く。）に置かれるもの又は<u>旧地域手当規則第3条の規定により地域手当の級地が5級地、6級地若しくは7級地とされていた地域に所在する公署</u>（当該級地が1級地、2級地、3級地又は4級地と<u>されていた公署</u>を除</p>

(4) 給与条例第10条の2等の規定による地域手当の級地が4級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地又は3級地とされる公署を除く。）又は当該級地が4級地とされる公署に置かれる職

(5) 給与条例第10条の2等の規定による地域手当の級地が1級地、2級地若しくは3級地とされる地域に所在する公署又は当該級地が1級地、2級地若しくは3級地とされる公署に置かれる職

2・3 (略)

く。)若しくは当該級地が5級地、6級地若しくは7級地とされていた公署に置かれる職

(4) 旧地域手当規則第3条の規定により地域手当の級地が4級地とされていた地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地又は3級地とされていた公署を除く。）又は当該級地が4級地とされていた公署に置かれる職

(5) 旧地域手当規則第3条の規定により地域手当の級地が1級地、2級地若しくは3級地とされていた地域に所在する公署又は当該級地が1級地、2級地若しくは3級地とされていた公署に置かれる職

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。